

事務連絡
令和2年6月8日

都道府県
各 指定都市 母子保健主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新型コロナウイルス感染症に伴う乳幼児健診の実施に係る周知について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り、深く感謝申し上げます。

乳幼児健康診査の実施に関しては、緊急事態宣言下においては原則として集団での実施を延期するようお願いしてきたところですが、令和2年5月25日に全ての区域において緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、同年5月26日付け厚生労働省医政局歯科保健課長等連名通知「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」（以下「5月26日付け通知」という）において、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、方法や時期等を判断し、実施するようお願いしているところです。

各地方自治体における母子保健主管部（局）におかれては、下記のとおり、乳幼児健診を適切な時期に受診するよう、情報発信を含めた適切な対応をお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内市町村への周知をお願いいたします。

記

- 1 今般、予防接種・乳幼児健診を適切な時期に実施することの重要性に関する周知・広報を目的としたリーフレットを別紙のとおり作成したので、ご活用いただき、乳幼児健診を適切な時期に受診するよう、積極的に情報発信に努めていただきたいこと。なお、厚生労働省としても、6月8日より順次、プレスリリース、政府広報、厚生労働省 twitter 等を通じ、重点的な広報を行う予定であること。

2 乳幼児健診の実施に関しては、5月26日付け通知を参照し、引き続き適切な対応をお願いしたいこと。

(参考) 厚生労働省HP 「遅らせないで！子どもの予防接種と乳幼児健診」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11592.html